

## ■職業能力開発短期大学校学生募集■

- ▶募集科・定員 生産技術科、制御技術科、電子技術科、住居環境科、情報技術科 各20名
- ▶応募資格 高等学校を卒業した方、平成15年3月に卒業見込の方、またはこれと同等以上の学力を認められる方
- ▶試験日・場所 2月4日(火) 新発田市・長岡市ほか
- ▶願書受付期間 1月8日(水)~1月23日(水)

## ■社会人特別選抜学生募集■

社会人特別選抜入校とは、新しい分野の開拓のための知識や技能・技術の向上を目指す就職者で、所属する企業・事業主からの推薦を受けた方が学生と一緒に2年間学ぶ制度です。

- ▶試験日・場所 1月26日(日) 新発田市
- ▶願書受付期間 1月17日(金)まで
- ▶資料請求・問い合わせ 新潟職業能力開発短期大学校 ☎0254-22-1781 (新発田市新富町1)

## ■調理師のみなさんへ！■

飲食店や給食施設などで働いている調理師は、調理師法により2年に1回、就業届を知事に提出することが義務づけられています。

平成14年12月31日現在の就業状況を平成15年1月15日までに届け出る

- ◎ 届出をしなければならない調理師
  - ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業で働く調理師
  - ・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他の給食施設で働く調理師
- ◎ 届出の方法
 

調理師業務従事者届に必要な事項を記入し、県が指定した指定届出受理機関（新潟県調理師会の本部または各支部）に提出して下さい。郵便またはFAXでの提出も受理します。
- ▶問い合わせ (株)新潟県調理師会 ☎228-6786  
または、新潟県福祉保健部健康対策課 ☎280-5198

## ■安全で便利な振替納税■

振替納税（口座引き落とし）は、現金を持ち歩く必要がなく、大変便利で安全です。税金等の口座振替を希望される方は、納期月の前月の末までに手続きをお願いします。

口座振替の手続きは、役場町民税課または口座振替を希望される金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。手続きが遅れた場合は、次の納期からの振替となります。

## 救急車出動状況

◆11月の出動状況 34 (257)

主な出動原因

- 交通事故 6 (49)
- 一般負傷 6 (39)
- 急病 21 (152)
- その他 1 (17)

( )は平成14年1月以降の累計

## 「なんでも相談」のご利用を

1月20日(月)  
午前9時~午後4時  
役場町長室

## ■国民年金からのお知らせ■

問1 25年の受給資格期間が足りない！ 老齢基礎年金は受けられない！？

答1 国民年金に任意加入することによって、受給資格期間を満たすことができます。

老齢基礎年金を受けるためには、国民年金に原則として25年以上加入し、保険料を納付していることが必要です。もし、受給資格期間が不足しているときは、60歳になっても、65歳になるまでの間、国民年金に任意加入することにより、年金を受け取る権利を得ることができます。さらに、昭和30年4月1日以前に生まれた人で、年金を受け取る権利がないときは、65歳から70歳になるまでの間、国民年金に任意加入することができます。

問2 60歳前に会社などを退職された人へ 国民年金の加入手続きはお済みですか？

答2 会社などを退職したら、市区町村の国民年金担当窓口へ届出が必要です。

会社勤めをしていたときの第2号被保険者から第1号被保険者となり、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金保険料も、自分で納めることになります。届出がないと、今まで納めた保険料が無駄になったり、老齢基礎年金や障害年金・遺族年金が受けられない場合があります。

問3 配偶者が会社を退職した。第3号被保険者の保険料は？

答3 国民年金保険料を自分で納めます。

配偶者が会社を退職すると、あなたは第3号被保険者から第1号被保険者になりますので、種別変更の届出が必要です。国民年金保険料も自分で納めることになります。配偶者が60歳前であれば、配偶者も国民年金保険料を納めることになります。

▶問い合わせ 町民生活課 年金係 ☎385-2111

## ■違法な「年金担保融資」にご注意■

公的年金は高齢者の生活を支える大切な資金です。国民年金や厚生年金保険などの年金を受ける権利は、社会福祉・医療事業団から融資を受ける場合を除いて、担保にすることが禁止されています。

ところが、悪質な貸金業者は「年金立て替え」「中高年融資」などの宣伝文句で年金生活者を誘い、年金証書、預金通帳、印鑑、キャッシュカードを預かるという形で、事実上、年金を担保にとって融資を行っています。法律で定められている上限ぎりぎりの利息で貸し付け、振り込まれた年金を口座から引き出して返済に充て、返済が進むと新たな追加融資を持ちかけるなど、なかなか抜け出せない仕組みになっています。被害に遭った高齢者の中には、生活できなくなって自己破産に追い込まれた人もいます。

融資を受ける際は、年金証書、預金通帳、印鑑、キャッシュカードなどを貸金業者に預けないようにして下さい。

## 1月の納税等

国民年金保険料 12月期



財東北電気保安協会

## ■学童保育所利用申込を受付中■

仕事などの理由で、児童が帰宅する時に家族が常時不在であり、かつ近くに保護する方がいない児童を対象に、家庭と連携を図りながら児童の保護および遊びを通して育成指導を行います。

- ▶場所 横越町児童館（中学校となり）
- ▶入所日 平成15年4月1日
- ▶対象児童 小学1年生~3年生 20名
- ▶開所時間 毎週月曜日から金曜日まで。ただし、祝日および年末年始は除きます。時間は放課後から午後6時30分まで。ただし、春・夏・冬休みの期間は、午前7時30分から午後6時30分まで。

- ▶保育料 月額4,500円
- ▶申込方法 健康推進課にある申込用紙に必要事項を書き込み、1月17日(金)までにお申し込み下さい。

▶入所決定通知 2月中旬頃に個人あてに通知します。

▶問い合わせ 健康推進課 社会福祉係 ☎385-2111

## ■シルバー人材センター会員募集■

▶入会方法 町内に住み、おおむね60歳以上で、健康で働く意欲があり、入会説明を受け、入会申込を提出した方。会費を納入した後に会員登録されます。

▶仕事内容 ・センターでは、高齢者に相応しい仕事を、企業や家庭、公共団体から引き受け、会員に提供します。仕事は会員自身で選び、選んだ仕事は責任をもって完成させます。

▶その他 ・会員が安心して働けるように、就業規則やシルバー保険（障害・賠償責任）が設けられています。・会員が働いた仕事量に応じて、配分金を支払います。

## ■発注はシルバー人材センターへ■

ご相談、お見積りの上、センターが契約を結びますので、会員の就業についてはセンターにお任せ下さい。委任によってセンターが仕事をお引き受けし、責任を持って完成します。収益を目的としないので、一般的に割安です。センターでは、障子・あすまの張り替え、冬囲いなどの講習を開催して、会員の技術の向上に努めています。

▶会員申込・仕事の発注・問い合わせ 横越町シルバー人材センター ☎385-5211

## ■働きながら高等学校教育を■

働きながら高等学校教育を受けることができる定時制・通信制課程の生徒を、次により募集します。

▶募集学校 定時制…県立船江・西新発田・市立明鏡高校など12校（市立明鏡高校は単位制）

通信制…県立新潟・高田南城高校の2校

▶出願資格 平成15年3月に中学校またはこれに準ずる学校を卒業見込みの方、または卒業した方。同等以上の学力があると認められる方。年齢・性別は問いません。

▶出願期間 定時制課程…2月18日(火)~2月21日(金)午前11時  
通信制課程…2月25日(火)~4月2日(水)午後4時

▶学力検査 定時制課程…3月11日(火)  
通信制課程…なし。ただし、面接を実施。

▶問い合わせ 出願手続き 出身中学校  
学習内容等 出願する高等学校  
その他 県教育庁高等学校教育課 ☎285-5511  
定時制・通信制両課程とも、修学奨励金の貸与および所得税の勤労学生控除の制度等があります。

## ■心配ごと相談日■

▶会場 老人福祉センター

▶時間 午後1時~4時

▶相談日  
1月7日(火) 日頃の心配ごと、悩みごとなどの相談をお受けします。  
1月11日(土)  
1月16日(水)  
1月21日(火)  
2月1日(土)

▶相談は無料で、秘密は固く守られます。

## ■横越町社会福祉協議会パート職員募集■

▶職種・人員 看護師 1名（採用条件は、看護師または准看護師）

▶時給 1,100円~1,300円

▶勤務時間 午前8時30分~午後3時30分

▶勤務日 月・水・木・金（週4~5日）

▶勤務場所 横越町デイサービスセンター

▶採用月日 平成15年4月1日より

▶申し込み 横越町社会福祉協議会 ☎385-4321

## ■かんばらの里 看護職員採用試験■

特別養護老人ホーム「かんばらの里」では、看護師（正職員）の採用試験を行います。

▶試験日時 平成15年1月20日(月) 午後2時

▶試験会場 かんばらの里 会議室（新津市大字古田字南613番地1）

▶受験資格 ・看護師、准看護師の資格をお持ちで福祉に関心がある方。  
・平成15年3月に看護学校を卒業見込みの方。

▶試験内容 筆記試験及び面接

▶採用日 平成15年4月1日

▶受験申込・問い合わせ 平成15年1月15日までに、電話でお願いします。  
☎0250-25-1102

## ■福祉サービス苦情解決制度■

福祉サービスを提供する事業者は、利用者の苦情をお聴きし、話し合いによって解決に努める義務があります。苦情があるときは遠慮せず、事業者に改善を求めて下さい。

事業者と話し合ってもなかなか解決しないときや、直接では話しにくいときは、県福祉サービス運営適正化委員会にご相談下さい。相談の秘密は固く守られます。

▶問い合わせ 新潟県福祉サービス運営適正化委員会 ☎281-5584